

岩手県告示第 694 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のとおり一般国道の供用を開始する。

平成 19 年 10 月 2 日

岩手県知事 達 増 拓 也

1（1）路線名 107 号

（2）供用開始の区間 花巻市田瀬 25 区 130 番 1 地先から 21 区 285 番 3 地先まで

（3）供用開始の期日 平成 19 年 10 月 2 日

（4）供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 県南広域振興局花巻総合支局土木部

イ 期間 平成 19 年 10 月 2 日から同年 11 月 2 日まで

2（1）路線名 283 号

（2）供用開始の区間 花巻市高木第 10 地割 72 番 1 地先から高田 440 番 10 地先まで

（3）供用開始の期日 平成 19 年 10 月 2 日

（4）供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 県南広域振興局花巻総合支局土木部

イ 期間 平成 19 年 10 月 2 日から同年 11 月 2 日まで